

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	建設政策課	整理番号	2-10
処分の種類	解体工事業者の登録取消し及び事業停止命令			
根拠法令条例等・条項	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第35条第1項			
処分の概要	不正の手段により登録を受けた解体工事業者に対する登録の取消し及び事業停止命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第三十五条第1項 第三十五条 都道府県知事は、解体工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 不正の手段により解体工事業者の登録を受けたとき。</p> <p>二 第二十四条第一項第二号又は第四号から第九号までのいずれかに該当することになったとき。</p> <p>三 第二十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p>			
基準の制定根拠	—			